

Enjoy! Pippu Life 笑顔あふれるまちのいまどき

広報 **ぴっぷ**

2012.

No. 650

防災行政無線 戸別受信機の設置にご協力ください！

中学3年生の学習をまちぐるみでサポート チャレンジゼミ

まちの家計簿（平成23年度各会計決算の概要）^{ほか}



10月6日 さわやかマラソン 小学3・4年生の部スタート！

ぴっぴ 消費生活ニュース

・・・ひとりひとりが気をつけよう・・・

●問い合わせ●
役場産業振興課商工労働係
☎85-4806

クーリング・オフ以外にも 契約を解除できる場合があります

消費者契約法という法律により、事業者に次のような不適切な勧誘、不当な契約条項がある場合には、消費者が契約を取り消したり、契約の一部（条項）を無効とすることができます。

◆契約を取り消せる場合◆

- 重要事項で嘘をついた。
(例)「飲むだけで痩せますよ」
- 不確実なことを断定して告げた。
(例)「必ず値上がりします」
- 不利益となることを告げなかった。
(例)「日当たり良好です。(来年、隣にマンションが建てられる)」

- 「帰ってくれ」「帰りたい」という意思表示を無視した。
(例)「帰ります」「まあまあ(無理に引き止める)」

◆契約の一部(条項)を無効にできる場合◆

- 事業者の損害賠償責任の全部を免除している。
- 事業者の損害賠償責任を制限している。
- 消費者に不当な解除料や延滞損害金を定めている。
- 消費者の利益を一方的に害する条項がある。



だまされた・・・と思ってもあきらめないで!

「消費者ホットライン」 ☎0570-064-370 警察総合相談 #9110 (携帯電話からも可)

職場 体験 学習

10月5日、比布中学校(山田忠校長)で、2年生26人を対象とした職場体験学習が行われました。

今年は、24か所にわかれて、中央小学校やぴっぴクリニックなどで行われました。

私は、役場の仕事を体験し、広報係として小学校の稲刈りの取材をしてきました。天気は曇りでしたが、待ちに待った稲刈りだったので、児童たちはとてもわくわくしていました。黄金色に実った稲を高学年は、低学年のお世話をしながら刈っていました。

「1年生に教えるのが大変だった」「稲を縛るのが大変だった」「大変だけれど楽しかった」など、それぞれに感想を話していました。

私は、広報係の仕事をしました。写真を撮ることが難しく、表情をどうやったら引き出せるかなどたくさんのことを学び、経験しました。今回の経験を忘れず、今後に役立たせていきたいと思えます。



取材をする浅野さん

※この記事と写真は、比布町役場で職場体験を行った浅野優菜さんが作成しました。

防災行政無線

戸別受信機の設置にご協力ください!



新しい戸別受信機は録音機能やライトが使用できます

防災行政無線がアナログからデジタルへ

町では、災害時の注意喚起や避難誘導、行事のお知らせなどの情報伝達を目的に、防災行政無線を設置しています。無線施設の老朽化に伴い、本年6月から更新工事を行っています。

この工事によって、アナログ無線からデジタル無線へと変わりますが、デジタル無線では雑音のない、より鮮明な無線放送が届けられるようになります。

一方、電波の到達距離が短くなるのが考えられ、役場から離れた地域の方には、住居の外壁面などに外部(屋外)アンテナを設置していただくこととなります。

現在、外部アンテナが必要な地域を特定し、アンテナの設置をお願いしているところですが、役場から近い地域でも住居の構造や大きな建物が近くにあるなど、何らかの障害で無線電波が受信できないお宅がある場合が考えられています。

電波の受信状態が悪い場合には、外部アンテナの設置をお願いすることがあります。ご理解のうえ、設置についてご協力をお願いします。

戸別受信機を設置します

戸別受信機は、町内の全戸を対象に設置します。

現在、室内に戸別受信機が設置されているお宅は交換を、設置されていないお宅には、新規に設置をお願いします。

設置に際し、町の身分証明書を身につけた工事業者が、下記の日程で各戸を訪問します。作業時間は、一戸あたり30

分から1時間程度を予定していますが、お宅によって設置方法や設置場所が異なるため、現在のところ個別に訪問時間をお知らせすることが困難な状況です。

また、作業進行状況等により、訪問予定日が前後する場合があります。訪問時に不在の場合には、訪問業者が持参する不在票に記載の連絡先に再訪問の日時をお知らせください。

なお、仕事や旅行、入院などで長期不在になるときや訪問日時を指定したときなどは、事前に予約ができますので、総務企画課広報係までご相談ください。(訪問日は土・日曜、祝日も可)

詳しくは、役場総務企画課広報係へお問い合わせください。

【訪問する工事業者】

- ①宮武電機株式会社旭川支社 (旭川市東鷹栖東1条3丁目)
- ②シグナス商事株式会社 (旭川市2条通11丁目)
- ③キシタ電器 (比布町中町2丁目)
- ④株式会社辻キカイ (比布町西町3丁目)

■戸別受信機設置訪問予定表

訪問予定地区	訪問予定日	訪問業者
1区～10区	11/2～11/12	②
11区～21区	11/9～11/19	②
22区～26区	11/16～12/3	②
蘭留町区	11/16～12/3	②
東町	11/2～11/12	②
西町	11/2～11/12	②
南町	11/9～11/19	②
北町	10/31～11/20	③
中町	11/12～12/3	③
新町	11/16～11/26	②
寿町	10/31～12/3	④
緑町	11/23～12/3	②

※上記予定表の訪問業者欄の番号は、右記載の【訪問する工事業者】を表しています。



チャレンジゼミ参加者と旭川錬成会講師の記念撮影

教育委員会では、一昨年の冬休みから小学生を対象とした学習支援事業「ぶっくん寺子屋」を実施しています。

「ぶっくん寺子屋」は、学校の宿題やドリルなど、自分で取り組みたい勉強を持ち寄り、わからないところを北海道教育大学旭川校の学生、町在住の教職員OBのボランティアから教わるというものです。勉強終了後にはボランティアも含めたゲームや読み聞かせなどのレクリエーションも行い、普段の学校生活とは違った環境で楽しみながら勉強するという内容です。実施以来、参加者は増え続け、現在は50人以上の子ども達が参加しています。

小学生向けの「ぶっくん寺子屋」の成功を受け、中学生版の寺子屋として今年度から新たに実施したのが「チャレンジゼミ」です。

学習塾との共同事業

ぶっくん寺子屋が『楽しく遊びながら勉強する』ことに主眼を置いていたのに対し、チャレンジゼミは中学3年生を対象に、人生で最初の大きなチャレンジである『高校入試に向けた勉強』に絞った内容としました。

講師は、全道で学習塾を展開している練成会グループの旭川練成会です。

学習塾と事業を行うのは町の教育委員会としては初めての試みであり、全道的にも例がないことから、どのよう

中学3年生の学習をまちぐるみでサポート

チャレンジゼミ

家庭・学校・町・地域が連携

に進めていけばよいかと不安はありましたが、旭川練成会・今村明広塾長に相談したところ、「練成会グループとしても教育委員会と協力して事業を行うことは初めてで、正直、戸惑いはあるが、子ども達に勉強の楽しさを知ってもらいたいという気持ちは学校や教育委員会と同じ」と、全面的な協力を約束していただき、今回のゼミが実現しました。

四位一体の支援

子ども達の学習環境として一番の基礎となるのは、家庭と学校での学習です。今回のチャレンジゼミは、そこに教育委員会と学習塾が加わりました。事業を進めるにあたっては教育委員会が一方的に行うのではなく、学校、家庭との連携を重視しました。そのため、学校との連絡調整、旭川練成会の今村塾長と中学校の校長、教頭とが事前に面談をし「子ども達に少しでも勉強の楽しさを知ってもらいたい」という目的を共有した上で、お互いに協力していくことを確認しました。

また、ゼミが始まる数日前には保護者説明会を開き、今村塾長からゼミの進め方や最近の受験傾向、家庭でのサポートの仕方などについて約1時間にわたる説明と、保護者に対し、ゼミに期待することなどについてのアンケートも行いました。

子ども達がより良い環境で学習するために、町の取り組みだけでは十分です。

家庭、学校、教育委員会に加え、地域(ぶっくん寺子屋でいう学生や教職員OBのボランティア、チャレンジゼミにおける学習塾)の4者が一体となって協力し、支えていくことが重要になります。

ぶっくん寺子屋の開催に際しては、学校から教材提供、校長と学生ボランティアの面談、また、教職員が交代で子ども達の様子を見に来るなど、小学校との連携を重視しながら実施しています。

比布で生まれ育って良かった

「自分が生まれ育って良かった」と思えない町では、将来、自分の子どもを育てたいとは思いません。

町ではこれまで、「比布に生まれ育って良かった」と比布を誇りに思ってもらいたいという願いを込めて「君の夢プロジェクト」などの政策を実施してきました。

ぶっくん寺子屋や今回のチャレンジゼミも、比布町の『文化』として大切に発展させ、未来の主役である子ども達が、比布町に対して自信と誇りを持つてもらおうきっかけとなればと願っています。



今村塾長の講義



ゼミを受ける参加者



ぶっくん寺子屋の様子



チャレンジゼミの様子



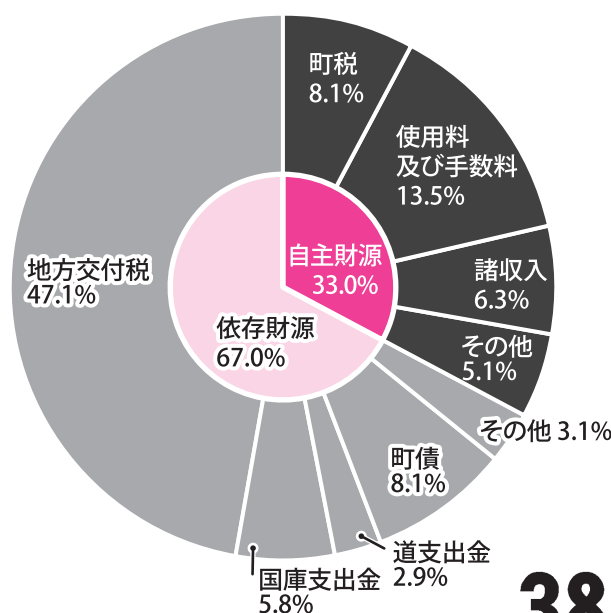
ぶっくん寺子屋 ボランティアたちとのレクリエーション

まちの家計簿

平成23年度各会計決算の概要

歳入総額 38億6732万円

歳入



■一般会計の決算

歳入の状況 (単位：千円)

区分	平成23年度	平成22年度	比較	説明
町税	311,328	293,171	18,157	町民税や固定資産税、軽自動車税などの町税
地方譲与税	62,433	64,222	-1,789	自動車重量税などが一定の算式により譲与
利子割交付金	951	1,190	-239	預金利子にかかる税金が一定の算式により交付
配当割交付金	319	301	18	15年度の税制改正により新設、一定の算式により交付
株式等譲渡所得割交付金	83	98	-15	15年度の税制改正により新設、一定の算式により交付
地方消費税交付金	37,861	36,845	1,016	消費税の一部が一定の算式により交付
自動車取得税交付金	10,324	12,648	-2,324	自動車取得税が一定の算式により交付
地方特例交付金	8,284	8,375	-91	自動車取得税の減税に伴う減収分などが交付
地方交付税	1,820,020	1,893,972	-73,952	一定の算式により計算された収支の不足分が交付
交通安全対策特別交付金	1,026	1,041	-15	道路交通法による反則金が一定の算式により交付
分担金及び負担金	16,480	16,395	85	老人ホーム費用や保育料などの徴収金
使用料及び手数料	521,985	524,866	-2,881	遊湯びっぶなどの使用料、住民票発行などの手数料
国庫支出金	225,111	294,817	-69,706	施設の整備などに対して支出される国からの補助金
道支出金	112,396	118,601	-6,205	道が行うべき事務への委託金や道の政策による補助金
財産収入	8,051	10,335	-2,284	町が所有する建物の貸付収入や預金利子など
寄附金	8,673	6,056	2,617	町民や企業などからの善意により町に寄附されたもの
繰入金	76,668	42,633	34,035	町の基金(貯金)を取り崩したのものなど
繰越金	87,506	80,182	7,324	前年度会計の歳入から歳出を差し引いたもの
諸収入	244,202	253,570	-9,368	コピー代金や遊湯びっぶの自動販売機収入など
町債	313,621	268,332	45,289	公共事業を行う際などに国などから借り入れる借金
合計	3,867,322	3,927,650	-60,328	

町では、皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税、国や道からの交付金などをもとに、まちづくりを進めています。

決算は、町に入ってきたお金(歳入)と、町が使ったお金(歳出)をわかりやすくまとめ、平成23年度の一般会計の歳入総額は、昨年より6032万8千円少ない38億6732万2千円となりました。

歳入では、国の補正予算に

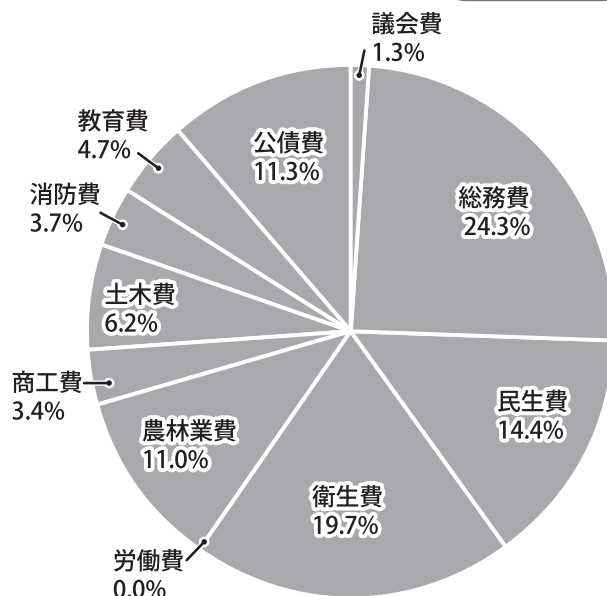
町では、まちづくりのために一般会計のほか7つの特別会計を設けています。このほど、平成23年度の町の決算が町議会(決算特別委員会)で審議され、認定を受けました。町のお金かどのように使われたのかをお知らせします。

(歳出)をわかりやすくまとめ、平成23年度の一般会計の歳入総額は、昨年より6032万8千円少ない38億6732万2千円となりました。

なお、本町の歳入は約67%を国などからの交付金でまかなっており、うち地方交付税が約47%を占めています。

伴う地域活性化のための臨時交付金が減少し、国庫支出金が大きく減少しました。

歳出



目的別歳出の状況 (単位：千円)

区分	平成23年度	平成22年度	比較	説明
議会費	47,523	33,368	14,155	議員報酬や「議会だより」など議会運営に関する経費
総務費	906,010	1,011,401	-105,391	職員給与や役場庁舎管理、住民票、広報紙などの経費
民生費	537,799	481,699	56,100	老人福祉や児童福祉、国民年金など福祉に関する経費
衛生費	733,201	589,903	143,298	総合健康診査やごみ、し尿処理などに関する経費
労働費	49	49	0	季節労働者の福祉対策などの労働対策に関する経費
農林業費	408,770	396,325	12,445	農林業の振興や遊湯びっぶなどに関する経費
商工費	125,556	105,748	19,808	七夕天国や商工業の振興対策に関する経費
土木費	232,274	354,665	-122,391	町道や公営住宅、除排雪などに関する経費
消防費	139,300	145,047	-5,747	消防活動に必要な経費を上川中部消防組合に支出
教育費	175,092	159,788	15,304	小中学校や体育館、図書館などに関する経費
災害復旧費	0	0	0	台風などによる被害復旧に関する経費
公債費	418,879	482,160	-63,281	公共施設を建設する際に借入れた借金の返済金
合計	3,724,453	3,760,153	-35,700	

■特別会計の決算

区分	歳入	歳出	差引
国民健康保険	691,689	663,382	28,307
後期高齢者医療	52,596	52,339	257
介護保険	485,977	473,969	12,008
観光事業	73,101	63,198	9,903
簡易水道事業	187,478	183,017	4,461
公共下水道事業	121,620	117,759	3,861
宅地開発事業	8,480	312	8,168

(単位：千円)

歳出 総額は、37億2445万5千300円で、昨年より3570万円減少しています。

目的別の内訳を見ると、総務費が約24%と最も多く、次いで衛生費約20%、民生費約14%となっています。

歳出が大きく減少したのは土木費で、国の補正予算に伴う臨時交付金を活用した工事が終了したためです。

また、びっぶクリニックの増築工事により衛生費が大幅に増えました。

歳出総額 37億2445万円

性質別歳出の状況 (単位：千円、%)

区分	平成23年度		平成22年度		比較		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減	増減率	
消費的経費	人件費	574,876	15.4	586,290	15.6	-11,414	-1.9
	物件費	1,158,361	31.1	1,055,607	28.1	102,754	9.7
	補助費等	491,657	13.2	445,875	11.9	45,782	10.3
	その他	206,754	5.6	190,935	5.0	15,819	8.3
	計	2,431,648	65.3	2,278,707	60.6	152,941	6.7
投資的経費	普通建設事業費	184,796	5.0	229,132	6.1	-44,336	-19.3
	その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	184,796	5.0	229,132	6.1	-44,336	-19.3	
その他	公債費	425,464	11.4	485,974	12.9	-60,510	-12.5
	繰入金	316,653	8.5	307,238	8.2	9,415	3.1
	その他	365,892	9.8	459,102	12.2	-93,210	-7.4
計	1,108,009	29.7	1,252,314	33.3	-144,305	-11.5	
合計	3,724,453	100.0	3,760,153	100.0	-35,700	-1.0	

用語解説

- ◆**一般会計**
町の基本的活動を遂行するために必要な経費やその収入を経理する会計です。
- ◆**特別会計**
特定の事業や特定の収入に基づいた事業を行う場合、その事業に係る経理を他の会計と区別する必要があるときに条例や法律に基づいて設置する会計です。
- ◆**自主財源**
町が自主的に収入することができる財源です。町税、使用料・手数料などが自主財源にあたります。
- ◆**依存財源**
国や北海道から交付される財源です。地方交付税、国庫支出金、町債(借金)などが依存財源にあたります。

■基金(貯金)の現状

平成23年度末
16億9508万円

(単位:千円)

区分	現在高	前年度増減
財政調整基金	478,827	80,463
国民健康保険事業基金	49,585	-22,900
土地開発基金	18,301	15
観光事業基金	64,500	3,700
ふるさと創生基金	93,337	-33,652
減債基金	78,837	98
社会福祉基金	11,192	5
公共施設整備基金	655,004	252,365
地域福祉基金	132,000	0
中山間ふるさと・水と土保全基金	10,000	0
まちづくり研修事業基金	18,900	-222
介護保険事業準備基金	17,222	-12,947
まちづくり応援基金	17,711	9,685
介護従事者処遇改善臨時特例基金	0	-374
過疎地域自立促進基金	21,175	-29,025
こころの豊かさ基金	28,493	-1,507

■町債(借金)の現状

町が大規模な事業を行う場合は、国・北海道の補助(1/2〜1/3程度)を受けた場合でも、残りの額をその年の町の自主財源ですべて手当てすることは不可能です。

また、町民が長期間にわたって利用する施設は、それを利用する後世代の町民が借入金償還という形で少しずつ負担していくという方が理にかなっています。

このため単年度の財源不足

を地方債(町債(借金)で補う方法をとっています。

比布町の町債は、平成23年度末残高をみると一般会計で36億3696万円、全会計で55億6905万円となります。

このように地方債を活用して施設の整備を行うことも大切ですが、過度に地方債に依存することは、町財政の健全性を損なうことになるので、財政運営を考慮しながら事業を実施する必要があります。

■平成23年度末 町債残高

区分	町債残高
一般会計	36億3,696万円
簡易水道事業特別会計	15億1,190万円
公共下水道事業特別会計	4億2,019万円
合計	55億6,905万円
町民1人当たりの町債残高	134万円

町民1人当たりが負担したお金 = 75,273円

3億1132万8千円(町税総額) ÷ 4136人(本年3月末現在住民基本台帳等登録数)

町民1人当たりに使われたお金 = 900,496円

37億2445万3千円(歳出総額) ÷ 4136人(本年3月末現在住民基本台帳等登録数)

この冬も
節電にご協力をお願いします

使用していない部屋の照明を消す。テレビは必要のない時は消す。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く… そんな心がけ一つで、電気の消費は抑えられます。電気の消費を抑えると皆さんのお財布にもきっと優しいはず。節電へのご協力をお願いいたします。



財政健全化法に基づく

比布町の「健全化判断比率等」を公表します

● 財政健全化法とは ●

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立・公布されました。

この法律で、地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断する4つの指標(以下、4指標という。)と、公営企業の経営状況を明らかにする指標を公表することが義務づけられました。

これまでの方法の場合、単年度のみ数値だったため、今は良くても将来的に財政が健全なのかどうかはわかりませんでした。

この指標により、将来を含めた町の財政状況や、公営企業会計の経営状況を確認することができます。

4指標のうち1つでも国が定める基準を超えた場合は「早期健全化団体」、「財政再生団体」となり、それぞれ計画を作成し、財政の健全化を図ることになります。

※1 早期健全化団体～国が定める早期健全化基準を超えた場合、「財政健全化計画」を定め、この計画に沿って、自主的な財政の健全化を図ります。

※2 財政再生団体～国が定める財政再生基準を超えた場合、「財政再生計画」を定め、この計画に沿って、国等の関与による財政の健全化を図ります。

比布町の算定結果は？

■4指標で判断します

①実質赤字比率

[一般会計等を対象とした実質赤字の*標準財政規模に対する比率]

※標準財政規模～町の標準的な一般財源の収入額

②連結実質赤字比率

[特別会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率]

比布町の場合、①、②はいずれも黒字のため、赤字比率は発生しません。

③実質公債費比率

[一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率]

比布町の場合、実質公債費比率は13.9%で、国の基準を下回っています。

④将来負担比率

[一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率]

比布町の場合、将来負担比率は39.5%で、国の基準を下回っています。

■本町の4指標と国の基準

(単位:%)

	比布町の比率	国の基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	黒字	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	黒字	20.0	40.0
③実質公債費比率	13.9	25.0	35.0
④将来負担比率	39.5	350.0	



■資金不足比率

[各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率]

比布町は各事業とも資金不足額がないため、資金不足比率は発生しません。

平成23年度決算に基づく比布町の4指標、公営企業の経営状況は、いずれも国の基準を下回り健全団体となっていますが、国からの交付税の動向によっては指標が悪化するおそれがあるため、引き続き慎重な財政運営を行っていきます。

■公営企業の経営状況(資金不足比率)

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
簡易水道事業特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—
観光事業特別会計	—
宅地開発事業特別会計	—

■問い合わせ ■役場総務企画課庶務係 ☎85-4801

3 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当支給割合
町長	612,000円	3.95 月分
副町長	542,000円	
教育長	506,000円	

区分	給料月額等	期末手当支給割合
議長	225,000円	3.95 月分
副議長	170,000円	
各委員長	160,000円	
議員	150,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	廃止	土・日

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成23年1月1日から12月31日)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数
2,326日	522日と3時間	59人	8.0日

(3) 休暇等の状況(平成24年4月1日現在)

区分	内容
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、必要最小限の期間(私傷病は90日以内、結核性疾患は180日以内。)
特別休暇(主なもの)	○忌引休暇 親族に応じた日数 例：配偶者～10日、父母～7日、子～5日、祖父母～3日又は7日(代襲相続) ○結婚休暇 5日 ○夏季休暇 3日 ○出産休暇 分娩の予定日前6週間(多胎の場合は14週間)、分娩の日後8週間 ○配偶者出産休暇 3日 ○妊娠障害休暇 妊娠中 14日 ○生理休暇 2日
介護休暇(無給)	配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する6月以内で必要な期間。
育児休業(無給)	3歳に達するまでの子を養育するために、希望する期間休業することができる。
育児短時間勤務(無給)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、常勤職員のまま、いくつかある勤務形態から選択し、週40時間より短い勤務時間で勤務することができる。
部分休業(無給)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分を単位として部分休業することができる。

5 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(平成23年度) なし (2) 懲戒処分者数(平成23年度) なし

6 職員の服務の状況(平成23年度)

職員の職務専念義務の免除及び営利企業等の従事制限の状況

区分	延べ人数
職務専念義務免除の人数	42人
営利企業等の従事許可の人数	1人

(注) 職務専念義務免除の人数には、職員の健康診査を含む。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(平成23年度)

区分	対象者数	受診者数
人間ドック	50人	48人
定期健康診断	18人	18人

(2) 職員親交会の状況

職員親交会は会員相互の福利、親睦を図るとともに教養を高め、体育・文化及び事務能率の向上に努めることを目的に各種事業を実施しており、会員(職員)の会費及び町の交付金などで運営されています。
① 会員数87人 ② 総事業費2,380千円 ③ 町の交付金138千円(平成23年度)
④ 主な事業 文化・体育部活動助成、親睦行事助成、慶弔見舞金の給付、施設利用助成 ※会員数の中には一部事務組合職員等も含む

9 公平委員会に係る業務の状況(本町関係分)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成23年度) 0件 (2) 不利益処分に関する不服申立の状況(平成23年度) 0件

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

区分	平成22年度末職員数	退職者数	採用者数	平成23年度末職員数
一般行政職	65人	4人	4人	65人
技能・労務職	0人	0人	0人	0人
合計	65人	4人	4人	65人

(2) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師・保健師・栄養士	12人	18.2%
2級	主事・技師・保健師・栄養士	2人	3.0%
3級	係長・主査・主任	24人	36.4%
4級	課長補佐・主幹・係長・主査	13人	19.7%
5級	課長・参事・課長補佐・主幹	11人	16.7%
6級	会計管理者・課長・参事	4人	6.0%

(注)

① 比布町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
② 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職務である。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口(23年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
4,136人	3,724,453千円	142,801千円	532,196千円	14.3%	14.4%

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数A	給与費				一人当たりの給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
23年度	65人	231,463千円	41,703千円	86,879千円	360,045千円	5,539千円
24年度	65人	232,064千円	41,722千円	85,065千円	358,851千円	5,521千円

(注) ① 職員手当には退職手当を含まない。② 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 期末手当・勤勉手当

区分	比布町	国
23年度支給割合	期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
加算・減額措置の状況	なし	・職務上の段階、職務の級等による加算措置

(4) 時間外勤務手当(決算額)

区分	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
23年度	9,427千円	210千円
23年度	11,119千円	222千円

(5) その他の手当(平成24年4月1日現在、平成23年度普通会計決算額)

手当	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	・配偶者：13,000円・特定期間加算：5,000円 ・扶養親族たる子、父母等：8,500円	同		8,142千円	239千円
住居手当	・自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(限度27,000円) ・自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である職員(月額7,000円)	異	自己の所有に係る住宅に居住している世帯主の職員支給なし	6,298千円	137千円
通勤手当	・交通機関利用者：運賃等相当額支給 ・自動車等利用者：片道2km以上	同		629千円	70千円
管理職手当	・管理または監督の地位にある職員に支給 8~10%	異	職務の級別に定額を支給	7,777千円	409千円
寒冷地手当	・世帯区分に応じ支給	同		6,287千円	95千円

平成23年度町職員の給与、勤務条件などをお知らせします。

「比布町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び条例施行規則」に基づき職員の給与や勤務条件などの人事行政の運営状況を、町民の皆さんにご理解していただくため、次のとおり公表します。

なお、平成23年度比布町人事行政の運営等の状況については、町ホームページ(<http://www.town.pjpu.hokkaido.jp>)、または、役場総務企画課庶務係でご覧になることもできます。

■ 問い合わせ ■ 役場総務企画課庶務係 ☎ 85-4801

高齢者の こころの健康を 守りましょう

歳を重ねるといつとは、知識や経験が増えていく一方で、身体機能の低下、大切な人との別れ、仕事や子どもから離れるなど「失う」体験も増えてきます。この喪失体験が、高齢者うつ病のきっかけとなることも少なくありません。

うつ病は、誰にでもなりうる「心の風邪」のような病気です。ただし、「体の風邪」と同様、放っておくととても危険です。

精神的な疲れを感じる時には、①静養を②あせらずゆつくり、③ほげほげと、④つが肝心です。眠れないからといって無理に眠る必要はありません。食

事をとらなければならぬと思えば思うほど、更にストレスがたまるものです。何もしないことで心が落ち着くならば、そんな時間があってもよいのです。

家族の中には、本人を心配するあまり旅行や散歩などの、気分転換を勧める方もいますが、これも逆効果になりかねません。まずは、本人のペースに合わせてゆつくり話を聞いてあげてください。

うつ病のチェック

- なんとなく不安で落ち着かず、イライラする。
- さびしい、切ない、自分が情けないなどの感情が強く、一人でられない。
- 将来について不安を持ち、自分に自信が持てない。
- 物事を決めようと思っても、いつまでも決断できず、いつも優柔不断である。
- 何かしようと思っても、根気が続かず、最後まで終わらせられない。
- いっそのこと、死んでしまった方が楽だと、つい考えることが多い。
- 睡眠障害が2週間以上続く
(寝つきが悪い・夜中に何度も目が覚める・いつもより早く起きてしまい、もう一度眠ることができない・十分眠った感じがしない)
- 頭の痛みや、重い感じがとれない。
- 食事がおいしくなく、砂をかむ感じがする。仕方なく食べている。

いくつ以上当てはまったら「うつ病」ということではありません。当てはまる項目がある場合は、近くの人に相談してみましょう。

てあげてください。

■相談と受診

うつ病の治療には服薬が欠かせませんが、早いほど効果的です。周りの方が、いつもと違う症状などに気付いた時には、受診(精神科等)や相談を勧めてあげてください。受診に抵抗があるようでしたら、かかりつけ医や民生委員、当センターにもご相談ください。つらいことや悩みなどは口にすることが解決の第一歩となります。

心の健康づくり セミナーのご案内

自殺予防のための相談・支援に関心のある一般の方を対象に、研修会が開催されます。

- 日時 12月22日(土)、23日(日)午後1時30分～3時30分
- 場所 旭川市文化会館(旭川市7条通り9丁目)
- 内容 講演・実技「聴く」ということ
- 主催 社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
- 申し込み 12月15日(土)までに主催者へ直接申し込んでください。
- 申込用紙は当センターにありますので、お問い合わせください。また、北海道のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.jp/hf/shf/index.html>)にも研修案内、申請書が掲載されていますので、活用ください。
- 定員になり次第申し込みを締め切ります。

■深刻な高齢者の自殺増加
近年増えている高齢者の自殺の動機としては、健康問題が6割以上を占めており、経済・生活問題、家庭問題がそれに続きますが、その背景にはうつ病などの精神疾患が存在していることが多いことが知られています。

自殺者をこれ以上増やさないために、うつ病の早期発見、早期治療が大切になります。

ぴぴ ウォーカー

■問い合わせ
役場総務企画課広報係
☎85-4802

比布町内の風景を知り尽くす方から、とっておきの景色を教えてください。

自然豊かな比布町の四季折々の変化と美しい風景、町内で見かけることのできないまちの姿を紹介していきます。

- 撮影場所 北1線9号
 - 撮影日 10月19日
 - 撮影時間 午前9時ごろ
 - とっておきポイント
- 「大きなブドウがたくさんあった」と佐藤恒司さんから電話をいただいたき伺ったところ、本当に大きなブドウがたくさん実っていました。ブロじゃないので育てっぱなしだとと佐藤さん。一粒食べると甘くておいしい! まさに秋の味覚。「自分で食べるより人にあげてばかり」と笑顔。こういう秋の景色もいいですね。



子どもの広場 11月の行事予定

- *子どもの広場*
- 開催日 毎週月・金曜日
(午前9時～正午、午後1時～3時)
- 内容 入園前の親子を対象に、遊びや育児に関する情報提供や保護者同士の交流の場として、開催しています。予約は不要です。
- *子育て相談*
- 開催日 毎週水曜日
- 内容 保育士による子育て相談を行います。必要に応じて、保健師や栄養士も対応します。事前に予約が必要です。
- おかいものごっこをしよう 9日(金)午前11時ごろ
みんなでお菓子やおもちゃのおかいものごっこ。おかいものバックにすきなものをいっぱい詰めこみましょう!
- 問い合わせ 保健センター ☎85-2555

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 みんなで あそぼう	3 文化の日
4	5 おもちゃで あそぼう	6	7 子育て 相談	8	9 おかいもの ごっこを しよう	10
11	12 紙しばいの 日	13	14 子育て 相談	15	16 小麦 ねんどで あそぼう	17
18	19 おもちゃで あそぼう	20	21 子育て 相談	22 みんなで あそぼう	23 勤労感謝 の日	24
25	26 お歌の日	27	28 子育て 相談	29	30 つくろう (冬の 製作)	

ぶっくんの インフォメーションのーと

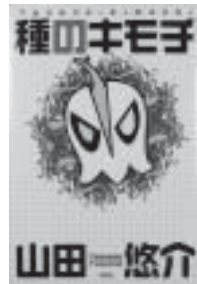
図書館の利用はいつでも無料です。みなさん図書館に行きましょう！

11月のお知らせ

□開館時間 午前10時～午後6時
(木曜日は正午～午後7時まで)

□休館日 毎週月曜日(祝日の場合は次の日)
5日、12日、19日、26日
館内整理日28日(水)

としょかん おすすめの本



種ノキモチ 山田 悠介/著
ただキレイに咲きたいだけ。19年間、義理の父から蔵に閉じ込められた少女。飢えと渴き、そして苦しみ続ける中、ある新月の夜に身体に起こった“奇跡”がすべての悲劇の始まりだったー



へんてこサーカス フィリケ えつこ/作
平均台をわたる犬たち、いろいろなものがかかっているロープ、ぜったいに落ちない空飛ぶじゅうたん。よく見ると… あらら？ なんだかふしぎ。だまし絵が楽しい絵本。

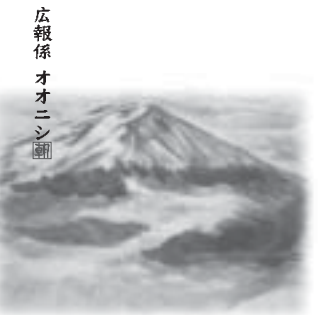
としょかんのイベント

□ぶっくんナイト☆シアター
29日(木) 午後7時～
『ブコバルに手紙は届かない』
緑豊かな美しいクロアチアの町・ブコバル。戦火はその美しい町を一瞬にして廃墟に変えてしまった。美しい町に流れるモーツァルトのリリカルなピアノ協奏曲と廃墟に流れるレクイエムの調べ。徹底したリアリズム演出によって崩壊していく祖国を描くポーロ・ドラシユコヴィツチ監督の作品。1994年アメリカ・イタリア・ユーゴ作品。

11月から
木曜日の閉館時間が
午後7時になりました。



あざやかに 朝霧広がる 墨景色



広報係 オオニシ 剛



今回は、かねて興味があった「水墨画」に挑戦しました。水墨画は、「墨」一色で表現される絵画です。和紙に描かれた白と黒の風景…といっても、単純なものではなく、「墨」の濃さやぼかし方によって、何色もの色を使ったかのような立体的な世界が広がって見えます。

「最初から濃く描いてしまうと直すことができないので、始めは薄く、そして、徐々に濃い色を重ねていくことが大事」と水墨画の描き方の基本を、有田賞会長から教わりました。

さて、私が挑戦するのは「富士山(春)」。富士山に残る雪の影と山にかかる雲がなんとも幻想的な作品です。

下絵を描いた和紙に筆を入れていきます。手本を見ながら筆を大きく動かしたり、細かい線を描いたり。また、紙に

水をたっぷり含ませておき、その上に墨の付いた筆を入れると、ぼかしのような影が…。次第に楽しくなり、集中して描くことができました。

初めての作品は雲が濃すぎて、平坦な絵になってしまったので、反省をして、二作目に再挑戦です。

「何度描いても納得のできる作品がなかなかできない」と会員が話すとおり、一か所がうまくいっても、別のところが…というジレンマに陥りながらも何とか完成しました。

今回の水墨画では、白と黒の世界の奥深さを感じました。広報紙の写真も同じモノクロですので、黒の使い方によって引き立つ空白をこれから意識していきたいと思います。

そして、描いていた時の心の静かさに心地良さを感じました。四字熟語でいう「虚心坦懐」。心に何のわだかまりもなく、さっぱりとした気持ちで水墨画に臨むことができました。

みなさんにもぜひ水墨画を一度体験していただきたいです。新たな世界が、みなさんをお待ちしています。

■水墨画同好会

- *代表 有田賞さん
- *開催日 第1・3水曜日、19:00～21:00
- *場所 福祉会館
- *水墨画を一度体験すると、その奥深さに引き込まれることでしょう。いつでも見学・体験ができます。興味のある方は、ぜひお越しください。

■サークル体験をさせてください！

「サークル体験なごみのわ」では、体験取材をもとにサークル活動を紹介していきます。会の活動を広くPRしませんか。ぜひ、みなさんの活動に参加させてください。お気軽にご連絡を！

■問い合わせ
役場総務企画課広報係 ☎85-4802

Mama おきにいりの絵本



紹介してくれたのは
松尾 君枝ママ *百華ちゃん(4歳)
有記ちゃん(1歳)

おかあさんはおこりんぼうせいじん

スギヤマ カナヨ/作・絵

4歳の娘が「図書館で一番好きな本!!」とイチオシです。母にはドキッとさせるタイトルとセリフのオンパレードですが、ラストを体で表現すると1歳の息子まで大喜び。何回も読まされちゃいます。

たくさん怒ってしまった日の夜にこそ楽しむ、わが家にとっての「仲直り絵本」です。

情報満載

比布町役場 (代表)	85-2111
総務企画課	85-4801
	85-4802
税務住民課	85-4803
保健福祉課	85-4804
産業振興課	85-4806
建設課	85-4807
議会事務局	85-4808
農業委員会	85-4809
比布町教育委員会	85-2262
図書館	85-3354
体育館・改善センター	85-2513
保健センター	85-2555
農業対策室	85-4011
グリーンパークぴっぴ	85-2383
遊湯ぴっぴ	85-4700

わが家のアイドル



くぼた りゅう
久保田 琉ちゃん

貴洋さん・章子さんの三男
(1歳6か月・新町)

二人のお兄ちゃんが大好きな末っ子です。最近、車のおもちやとアンパンマンにハマっています。みなさん、よろしくね♪

みなさんのご家庭のかわいいアイドルをご紹介ください。最近の写真とコメントを添えて、役場総務企画課広報係にお寄せください。写真はカラー・白黒を問わず、Eメールでの投稿もお待ちしています。宛先は裏表紙をご覧ください。

お知らせします

木造住宅の耐震改修補助

「比布町耐震改修促進計画」により、町内の耐震化促進のため、戸建て木造住宅所有者への支援として「比布町既存住宅耐震改修補助」を行います。

■対象住宅 ■次のすべてに該当するもの
□昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震改修を行うもの
※住宅は戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅
□耐震診断の結果、現行の耐震関連規定に満たないと判断されていること

補助金額 (耐震改修工事の費用/補助金額)

- 20万円未満/耐震改修工事額/20万円
 - 200万円以上300万円未満/10%相当額
 - 300万円以上/30万円
- 耐震診断 ■無料耐震診断を行っています。(図面等そろっている住宅)
- 問い合わせ ■役場建設課建築係

早めに接種を4種混合ワクチンが始まりました

11月から、3種混合(百日せき、ジフテリア、破傷風)に不

活化ポリオ(急性灰白髄炎)を加えた「4種混合ワクチン」の接種が始まりました。お子さんの健康を守るためにも、予防接種は必要です。体調の良いときに早めに接種しましょう。

本町と契約している医療機関で接種することができます。

■接種対象者 ■平成24年8月以降に生まれた方で、3種混合ワクチン未接種かつポリオワクチン(生ポリオまたは不活化ポリオ)未接種の方。

※4種混合ワクチンは、生後3か月から90か月(7歳半)に至るまでの間にある方が対象ですが、平成24年7月以前に

生まれた方は、3種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンの接種対象となります。

■接種回数 ■①1期初回接種：3回(20ヶ月までの間隔をおいて3回皮下に注射)
②1期追加接種：1回(初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて1回皮下に注射)

■問い合わせ ■保健センター

大切な手続きです 年末調整説明会を開催します

年末調整は、毎月の給与や賞与などを支払うときに源泉徴収した税額と、その年の給

与総額に対して納めなければならぬ年税額を比べて過不足を精算するもので、給与の源泉徴収の総決算ともいえます。説明会では、旭川東税務署の担当者が年末調整の仕方や、法定調書の書き方、各種控除の取り扱いについての説明を行います。

雇用主や給与担当者の方は、税務署から事前に送付される資料を持参のうえ、ご出席ください。

■日時 ■11月22日(木)午前10時
■場所 ■図書館視聴覚室

■問い合わせ ■役場税務住民課税務係

申し込みのお知らせ

農産加工室12月分利用申込み

12月1日から28日までの間に、改善センター農産加工室の利用を希望する方は、5人以上のグループで、加工品目と数量をまとめてお申し込みください。

■締切 ■11月12日(月)
■抽選会 ■11月19日(月)午前

9時30分から福祉会館

問い合わせ

役場産業振興課特産振興係

参加チーム募集中!

第34回全町女性バレーボール大会を開催します

町民がバレーボールを通じて親睦と交流を深め、互いに健康な体と明るい心を培い、スポーツの活性化と地域の連帯

高揚を図るため、全町女性バレーボール大会を開催します。

■日時 ■12月2日(日)午前9時開会式

会場 ■町体育館

■参加資格 ■11月1日現在で住民登録のある、町内在住の中学生以上の女性。(男性も1チーム3人まで一部プレーに制限付で参加可)

■チーム編成 ■

①登録人数は監督を含め15人

②市街地区以外の行政区は、単独での出場が望ましいが、

③市街地区以外でも出場可

■参加締切 ■11月9日(金)

■代表者会議 ■11月15日(木)午後7時、図書館視聴覚室

■問い合わせ ■教育委員会スポーツ振興係

戸籍のまど

(10月15日までの届出)

誕生おめでとう

(あかちゃん・行政区・続柄)

千葉 佑莉ちゃん (寿町)

彰俊さん・裕江さんの次男

河合 竺々ちゃん (蘭留町区)

忠彦さん・梓乃さんの三女

巻 あおいちゃん (東町)

達也さん・有紀さんの長女

◆お悔やみ申し上げます◆

(氏名・享年・行政区)

増茂 英之さん (69歳・新町)

井上 節子さん (77歳・南町)

山内 信一さん (70歳・中町)

山中 美津さん (97歳・西町)

大石 幸雄さん (77歳・12区)

国民年金保険料 免除制度をご存知ですか?



保険料免除制度 … 納付が困難なとき

経済的な理由など、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部が免除されます。※本人、世帯主、配偶者の前年所得が、一定額以下、または失業中などで収入がない方

若年者納付猶予制度 … 30歳未満の方

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料全額の納付が猶予されます。※本人、配偶者(世帯主の所得審査はありません)の前年所得が一定額以下、または失業などで納付が困難な方

学生納付特例制度 … 学生の方

学生に限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料全額の納付が猶予されます。※本人の前年の所得が一定額以下の方

【国民年金の受給要件の違い】

	老齢基礎年金を請求するときは	老齢基礎年金の計算では	障害基礎年金や遺族基礎年金を請求するときは
全額免除	受給資格期間に入ります	年金額に3分の1反映 年金額に2分の1反映	保険料を納めたときと同じ扱いになります
4分の1納付(4分の3免除)	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります	年金額に2分の1反映 年金額に8分の5反映	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります
半額納付(半額免除)	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります	年金額に3分の2反映 年金額に4分の3反映	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります
4分の3納付(4分の1免除)	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります	年金額に6分の5反映 年金額に8分の7反映	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります
若年者納付猶予	受給資格期間に入ります	年金額に反映されません	保険料を納めたときと同じ扱いになります
学生納付特例			

全額免除・一部納付の見方：平成21年3月以前の保険料免除期間
平成21年4月以後の保険料免除期間

☆☆ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう ☆☆

- 問い合わせ ■ 役場税務住民課戸籍年金係
- 旭川年金事務所 ☎27-1611 ■

まちの人口 (9月末現在)

総数	4,092人 (-9)
男	1,936人 (-2)
女	2,156人 (-7)
世帯数	1,870世帯 (-3)

※住民基本台帳登録数 () は対前月増減数

広報 ぴっぴ

12月号は12月5日発行予定です

ストップ・ザ・交通事故死

～ めざせ 安全で安心な北海道 ～

11月15日～24日

冬の交通安全運動



11月の行事予定

- 2(金) 町民文化祭作品展示(～4日) 9:00 体育館
- 4(日) 町民文化祭芸能発表 10:00 農村環境改善センター(多目的ホール)
- 5(月) まちづくり懇談会 9:00 公民館南分館 13:30 東園地域センター 18:00 福祉会館
- 6(火) まちづくり懇談会 9:00 蘭留地域センター 13:30 福祉会館
- 11(日) 第36回近隣町中学生新人卓球大会 9:00 体育館
- 14(水) 第36回老人文化祭(～15日) 13:00 農村環境改善センター(多目的ホール)
- 15(金) 健康講演会 13:00 農村環境改善センター(多目的ホール)
- 17(土) くるみ保育園おゆうぎ会 8:45 農村環境改善センター(多目的ホール)
- 19(月) 第17回農業委員会総会 13:30 役場(議場)
- 23(金) 第39回北布町長旗・教育長旗上川管内町村剣道大会 9:00 体育館
- 12/1(土) ぴっぴスキー場開場式 10:00 ぴっぴスキー場
- 2(日) 第34回全町女性バレーボール大会 9:00 体育館

※変更になる場合がありますので、無線放送などにご留意ください。

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も」 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **719円**
効力発生年月日 平成 **24年10月18日**

厚生労働省 北海道労働局 旭川労働基準監督署

旭川地方事務局登記部門
☎38・1146

お電話ください
借金お悩み電話相談

あなたの借金のお悩みを電話でご相談ください。旭川弁護士会の弁護士が対応します。相談は無料で、誰にも知られずに相談できます。

■相談日時 ■12月3日(月)～7日(金)
■相談時間 ■午後1時～午後7時(3日は午前10時から)
■相談電話・問い合わせ ■

旭川弁護士会
☎51・9527

「ご協力をお願いします」個別相談・個別照会は事前予約が必要です

法務局が取り扱う登記、戸籍・国籍、供託、人権擁護業務などに関する住民の皆様の疑問や相談を、法務局職員、人権擁護委員、司法書士及び土地家屋調査士がお答えします。

また、旭川公証人会の協力により、遺言書、公正証書作成などの相談もお受けします。相談は無料で、秘密は厳守

「ご来場ください」一日出入国管理行政相談会開催のお知らせ

今年7月9日から、日本に暮らす外国人に対する新しい在留管理制度がスタートし、「在留カード」の交付、「みなし再入国許可」などの新しい制度が導入されました。

旭川市及び近郊にお住まいの外国人及び、関係者の方々に対し、札幌入国管理局職員による、この新しい在留管理制度に関する相談のほか、一般的な在留手続きなどについての個別相談会を開催します。

■日時 ■11月21日(水)、12月19日(水)、平成25年1月23日(水)、2月27日(水)、3月19日(火)いずれも午前10時30分

■お問い合わせ ■
旭川市市民生活部交流課
☎25・7491

暮らす外国人に対する新しい在留管理制度がスタートし、「在留カード」の交付、「みなし再入国許可」などの新しい制度が導入されました。

旭川市及び近郊にお住まいの外国人及び、関係者の方々に対し、札幌入国管理局職員による、この新しい在留管理制度に関する相談のほか、一般的な在留手続きなどについての個別相談会を開催します。

■日時 ■11月21日(水)、12月19日(水)、平成25年1月23日(水)、2月27日(水)、3月19日(火)いずれも午前10時30分

■お問い合わせ ■
旭川市市民生活部交流課
☎25・7491

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も」
北海道最低賃金
北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **719円**
効力発生年月日 平成 **24年10月18日**
厚生労働省 北海道労働局 旭川労働基準監督署

肺炎を予防しましょう
肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成のお知らせ

平成23年の高齢者の死因の第3位は、肺炎でした。免疫力が弱くなった高齢者にとって、肺炎は怖い病気のひとつです。高齢者の肺炎の原因は、肺炎球菌による感染が最も多いとされています。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌が原因となる肺炎などの感染症を予防するワクチンです。すべての肺炎を予防できるわけではありませんが、重症化を防ぐ効果が期待されています。なお、接種による効果は、通常5年間は持続するとされています。

町では、70歳以上の町民(身体に障害のある65歳以上の町民)が肺炎球菌ワクチンを接種する場合、4千円を超える接種費用を助成しています。なお、助成方法は次のとおりで、申請期限は平成25年3月29日です。

□ぴっぴクリニックで接種する場合 事前に予約をして、接種したときに自己負担分の4千円を支払うだけです。
□ぴっぴクリニック以外の病院で接種する場合 接種費用

全額を支払い、保健センターへ払い戻しの申請をします。申請には、領収書、ワクチンの接種確認ができる証明書など、払戻金の振込口座番号、印鑑が必要です。

【例】ワクチンを接種して病院へ6千円支払った場合は、自己負担額4千円を差し引いた2千円を払い戻します。

■問い合わせ ■
保健センター

受け付けが始まっています
再生可能エネルギー賦課金の減免申請

平成25年度分の再生可能エネルギー賦課金の減免申請が始まります。減免措置の対象となるには、次の二段階の認定を受けることが必要です。

■対象事業の認定 ■対象事業の原単位(対象事業の売上高千円当たりの電気の使用量)が5・6を超えること
■対象事業所の認定 ■①事業所ごとの対象事業の電気使用量が100万キロワット時を超えること
②対象事業の電気使用量が事業所全体の電気使用量の過半を超えること

■申請期間 ■11月30日(金)まで

■申請先 ■経済産業省北海道経済産業局
詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。
(http://www.enecho.meti.go.jp/saie/kaitori/)
■問い合わせ ■
総務企画課企画振興係
経済産業省資源エネルギー庁
新エネルギー対策課
☎0570・057・333

事前予約が必要です
登記相談が予約制になりました

旭川地方事務局登記部門における登記の申請に関する相談は、予約制(正午から午後1時までの時間帯を除く)をとっています。

不動産登記(所有権移転・抵当権抹消登記等)及び商業・法人登記(会社設立・役員変更登記等)の申請書の作成に関する相談をする方は、事前に予約をお願いします。

なお、予約をせずに登記の相談をする場合は、予約されているお客様を優先させていただきます。

■予約・問い合わせ ■

■全日本スキー連盟公認 比布スキー学校

*** スキー学校生徒を募集しています ***

全日本スキー連盟公認の比布スキー学校(有田政幸校長)では、11月3日から今シーズンの受講者を募集しています。年齢別のコースに分かれており、期間などは次のとおりです。公認指導員が実技レッスンを行うほか、ジュニアテストや級別テストを受けることもできます。

なお、定員になり次第、締め切らせていただきます。

□問い合わせ □比布スキー学校 ☎85-3148
有田政幸さん宅 ☎85-3445
(■コース ■対象 ■定員 ■受講料 ■講習時間等)

■一般(午前・午後) ●中学生以上 ●各10人 ●11,000円
■小中学生(午前・午後) ●小中学生 ●各80人 ●12,000円
■幼児(午前・午後) ●就学前5歳以上(2013年1月1日現在) ●各25人 ●15,000円
■エンジョイ(午後) ●50歳以上 ●10人 ●11,000円

※講習時間、日程は一般～エンジョイ、すべて共通
午前:10:00～12:00 午後:13:00～15:00
1月=3, 6, 13, 14, 27日 2月=3, 17, 24日

■級別 1級チャレンジレッスン ●級別2級保持者 ●10人 ●10,000円 ●10:00～12:00 1月=5, 12, 19, 26日 2月=2, 9日

■アスリートジュニア ●小中学生(級別2級以上) ●10人 ●20,000円 ●10:00～12:00 12月=24日 1月=5, 12, 13, 19, 26日 2月=2, 9, 16, 23日 3月=2, 3, 9, 16, 17日

■ちびっ子レッスン ●年長・小1の初心者 ●30人 ●8,000円 ●10:00～12:00 12月28, 29, 30日

■短期集中レッスン ●小学生以上 ●50人 ●7,000円 ●10:00～12:00 1月7, 8, 9日

※○内の数字は順位(敬称略)
町内関係者のみ

このコーナーでは、
スポーツや文化活動などの話題を紹介し
みなさんからの情報をお待ちしています。
新聞などに掲載された情報も掲載しています。

◆星野杯少年野球大会

(9月15日・旭川市)

〔4年以下〕②比布野球少年団

◆第61回北海道団体優勝剣道大会

(9月16日・旭川市)

〔団体〕▽B級五段以下男子
ベスト8(敢闘賞)Ⅱ長岡宏紀
(旭川選抜B)▽C級五段以下
女子③佐藤篤子(旭川選抜A)

◆第17回交通安全パークゴルフ大会

(9月18日・百年記念公園)

〔男性〕①高橋勝寛②大古場秀雄③山口一
ホールインワンⅡ大河昭吉、
小室英雄
〔女性〕①大河弘子②谷藤敬子



③水内順子
ホールインワンⅡ戸野塚恵子

◆第13回グリーンパークピッパ杯パークゴルフ大会

(9月25日・グリーンパークびつぷ)

〔男性〕①五十嵐義秋②小室英雄③大古場秀雄
〔女性〕①橋満子②尾崎誠子③大河弘子

31日に千葉県白子町で開かれる全国大会へ北海道代表として出場します。



◆第33回少年武道交流剣道大会兼第4回石川政勝杯剣道大会

(10月7日・下川町)

〔男子〕中学生③比布中学校



◆第66回旭川地区体育の日記
念剣道大会

(10月8日・旭川市)

〔団体〕▽一般・大学生男子②長岡宏紀(旭川剣と青年の会)
▽高校生・大学生女子②高橋妙衣(旭川大学高)



例会大会で武田好治さんの米寿のお祝い

◆月例会パークゴルフ大会

(10月12日・百年記念公園)

〔男性〕①小室英雄②高橋勝寛③古川進一
〔女性〕①水内順子②橋満子③高島良子
ホールインワンⅡ橋満子、大古場栄子、谷藤敬子

◆ソフトテニス・クリスマスカップ派遣選手選考大会

(10月13日・14日・美唄市)

ベスト8Ⅱ藤田晃・渡邊真衣
※大会でベスト8入りした藤田・渡邊ペアは、12月15日16日に秋田県大館市で開かれる東北・北海道選抜中学校ソフトテニス対抗戦へ代表選手として出場します。

◆旭川オープン秋季ジュニアシングルステニス大会

(9月22日・旭川市)

〔女子〕17歳以下①五ノ井祐佳(比布中)

◆旭川オープン秋季ジュニアダブルステニス大会

(9月29日・旭川市)

〔女子〕17歳以下①五ノ井祐佳(比布中)

◆第8回深川年齢別水泳競技大会

(9月30日・深川市)

〔男子9・10歳〕▽50m自由形③西木戸愛斗▽50m背泳ぎ②西木戸愛斗▽50m平泳ぎ②牧亮汰▽50mバタフライ②牧亮汰
〔女子8歳以下〕25mビート板キック①牧由貴花▽25m自由形②松浦梨瑚▽25m平泳ぎ①

◆第25回比布町長旗争奪少年野球大会

(10月13日・びつぷ球場ほか)

①比布野球少年団



◆第18回小学生新聞グランプリ

3年佳作Ⅱ松浦梨瑚

◆第25回おおいでっかいどわかポチャ大会

(10月14日・滝川市)

〔重量コンテスト〕②澁谷興二



松浦梨瑚▽50m自由形②西木戸愛梨▽50mバタフライ①西木戸愛梨



◆さわやかマラソン

(10月6日・百年記念公園周辺)

佐藤菜桜②舟山正夏③児島綾音▽5年①生駒千尋▽6年①平野美来②齋藤綺音③三村月乃
〔中学生男子〕▽1年①佐藤太紀②太田圭昭③石川優弥▽2年①高田知希②高橋樹矢③奥山博登
〔中学生女子〕▽1年①古川乃野②島亜沙美③柴田早矢香▽2年①大塚亜弥②谷口詩歩③三浦野々花
〔高校生以上男子〕▽①吉本宏大②宮武秀夫③北林新
〔高校生以上女子〕▽①齋藤祥子

◆上川管内中央地区ソフトテニス新人戦

(10月6日・7日・当麻町)

〔女子〕▽団体③比布中学校▽個人③加地咲実・加地萌実

◆第4回あすなるカップ小学生ソフトテニス大会

(10月6日・7日・札幌市)

〔女子〕▽団体②比布ソフトテニス少年団▽6年シングルス①藤田晃③渡邊真衣▽6年ダブルス①藤田晃・渡邊真衣▽5年ダブルス①大川彬
※6年シングルスで優勝した藤田晃さんは、来年3月29日

固定資産評価審査委員会委員
山崎誠一さんを選任



固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となり、9月12日に開かれた第3回町議会定例会で、同委員の選任について同意が得られ、10月1日に伊藤町長から辞令書が交付されました。

固定資産評価審査委員会は、固定資産税の算定基礎となる評価額などに対して、納税者からの不服があった場合に、中立的な立場で審査決定する機関です。

おめでとうございます！100歳
水道政雄さん・大河ヒデさんに内閣総理大臣表彰



9月18日、今年度100歳を迎える水道政雄さん(東町・写真上)と大河ヒデさん(西町・写真下)の自宅へ伊藤町長が訪問し、内閣総理大臣からの表彰状と記念品を伝達しました。



伊藤町長は伝達に際し、「おめでとうございます。これからもお元気で長生きしてください」と声をかけると水道さんと大河さんはそれぞれ「ありがとうございます」と深々と頭を下げ、お礼を述べられました。

これからもお元気で過ごされることを祈念いたします。

9.18 じゃがいもを給食に
中央小の児童が食す



▼9月1日開催の子ども体験教室(町教委主催)で収穫したじゃがいもがハヤシライスに調理され、児童たちの給食として提供されました。

9.21 コーラス体験教室



▼一般町民を対象に、コーラス体験教室を開催。菜の花コーラスのみなさんと一緒に「野に咲く花のように」などを歌って楽しみました。

10.2 あら不思議!
タネも仕掛けもない?



▼町教委が「マジック体験教室・初級編」を開催し、48人が参加。講師の西垣良克さんからマジックを学び、楽しさを実感していました。

9.20 大きなサツマイモに
みんな大喜び!



▼中央小2年生23人が同校敷地内の畑で、直径10センチ、長さ30センチを超えるサツマイモを収穫。後日、みんなで焼きいもにして味わいました。

9.23 子ども会が
秋季廃品回収活動



▼子ども会育成員連絡協議会が全町一斉廃品回収を実施。会員や育成員らが町内区域を回り、古新聞などの廃品を協力して集めました。

10.4 中央小であんしん教室



▼中央小の1年生から4年生を対象に「ALSOKあんしん教室」を開催。「自分の身は自分で守る」ことの意識づけを教わりました。

10.7 美しいハーモニーで
聴衆を魅了



▼びっぷウィンドオーケストラが定期演奏会を開催。軽快なマーチや歌謡曲、比布中吹奏楽部の賛助演奏などで聴衆を魅了しました。

10.10 お米博士になろう!
中央小で食育授業



▼中央小5年生が上川農業試験場の農学博士・佐藤毅さんから北海道のお米の歴史の話聞き、町内産米の味を確かめて学びました。

10.9 頑張りすぎない
認知症ケアを学ぶ



▼町地域包括支援センターが、若年性認知症家族会(空知ひまわり)の会、干場功代表を招いて、認知症ケアについて理解を深めました。

10.8 サイクリングイベント
石狩川を横目に走る



▼第3回サイクリングイベントが町内を通過するコースで行われ、自転車愛好者や家族連れがサイクリングでさわやかな汗を流しました。

9.8 地域の人の知識を学ぶ
「地域ふれあいの日」



▼比布中の全校生徒87人が地域の方から太鼓や陶芸などの知識を学び、教わった知識を自分のものにしようと真剣に取り組んでいました。

10.15 就学時健康診断に
元気がいっぱい17人



▼来春小学校に入学予定の幼児を対象に健診を実施。視力や聴力、歯科、内科を学校医にチェックしてもらい健康状態を確認しました。

健康生活

腎臓のがん・膀胱がん

■治療(その2)
経尿道的切除術と膀胱全摘術

回腸導管法は、左右の尿管を小腸とつなげて導管をつくり、導管の先を体外に出してストーマとよばれる排出孔をつくり、そこに尿をためる袋をつけて体外へ排尿できるようにする方法です。この方法は、袋を定期的に交換する必要があるので、日常生活が制約されるといふ欠点があります。

蓄尿型代用膀胱形成術では、回腸または結腸で代用膀胱をつくり、腹壁のストーマからカテーテルという細い管を使って排尿します。蓄尿型代用膀胱の場合、回腸導管法のように、尿をためておく袋の交換をする必要はありません。代わりに、カテーテルの衛生管理や生理食塩水を用いた代用膀胱の洗浄と言った自己管理が重要となります。

は、回腸や結腸を用いて代用膀胱をつくり、尿道とつなげる方法です。この方法は、手術前とほぼ同様に排尿することができると大きな利点です。ただし、膀胱がんは、尿道に再発する可能性があるため、再発の危険性が少ないと診断された場合にのみ、この手術が適応となります。

尿路変更術はそれぞれにメリット、デメリットがあるので、この方法にするかは、医師と十分に検討したうえで選択するようにしましょう。

転移を伴うものや進行がんに対しては、化学療法が行われます。化学療法では、一般に2種類以上の抗がん剤を使用します。現在最もよく行われているのは、メトトレキサート、ビンブラスチン、アドリアマイシン、シスプラチンを組み合わせたMVAC療法です。

また、転移がなくても、がんが膀胱の筋層に浸潤している場合は、手術後の再発や遠隔転移を防ぐために、化学療法を併用することがあります。このほか、がんの状態や性質によって、放射線療法やBCGあるいは抗がん剤の膀胱

注入療法などが行われるケースもみられます。

膀胱がんは再発する可能性が高く、TURBを行っても5年以内に約50%が再発しています。表在性のがんの場合、生命の危険に至ることはありませんが、何度も再発するのが特徴です。再発を繰り返すうちに、性質が浸潤性のがんへと変化することもあるので、定期的

町立びっぷクリニック
院長 加藤一哉

比布商工会青年部がボランティア活動

10月16、17日、比布商工会青年部(久保昌義部長)の皆さんが、「日ごろ、イベントなどでお世話になっているお礼に」と、町農村環境改善センターにある破損していたテーブル12台をボランティアで修理作業を行いました。



商工会青年部の皆さんは、夏のビールパーティーなどの各種イベントの中心として、町を盛り上げるために大活躍いただいている方々です。これからも、活気あるまちづくりのためにご協力をお願いします。ありがとうございました。

生涯現役
な

佐藤 則一 さん
(77歳・1区)

Profile

昭和10年生まれ、比布町出身。北竜会会長を昭和53年の設立当初から務める。三味線師範、唄師範、尺八講師の資格を持つ。三味線雅号：佐藤孝則



三本の弦が奏でる
音色に魅せられる



愛車に乗る佐藤さん

このコーナーは、生涯現役で活躍している町内の高齢者を紹介します。皆さんからのご紹介もお待ちしていますので、役場総務企画課広報係までご連絡をお願いします。

「三味線の音色は実に優しく、何とも言えない風情がある。子どもたちに、もつと日本民謡本来の楽しさを知ってほしい」と話すのは、北竜会会長の佐藤則一さん。祖父が口ずさむ民謡、三味線、尺八が幼少のころから身近にあり、20代になつてから本格的に三味線や尺八の技術を学んだといいます。

日本古来の伝統音楽を伝承する人が減少する今日。平成10年からは、比布中学校の授業で行われる『地域ふれあいの日』に招かれ、生徒たちに三味線を教えています。今年も10月に行われたばかり。「音が鳴ったときの生徒たちのうれしそうな顔を見るとこちらもうれしくなる」と佐藤さんは目を細めます。

また、伝統音楽を愛しつつも、自転車に乗ることが大好きとのこと。愛車に乗り、月1回は旭川市内の病院まで通院するそうです。佐藤さんは自慢の愛車のハンドルをにぎり、「芸道という山には頂点がない。いつまでも自己研鑽けんざんに努めていきたい」と熱く語ってくれました。

広報ぴっぷ 11月号 No.650

2012(平成24)年11月7日

- 発行 比布町
- 編集 総務企画課広報係
〒078-0392
北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号
☎0166-85-2111(代表)
0166-85-4801・4802(総務企画課直通)
- ホームページ
<http://www.town.pippu.hokkaido.jp>
- Eメール
ichigo@town.pippu.hokkaido.jp

■表紙のことば■

10月6日、町教委主催の「さわやかマラソン」がぴっぷ球場周辺をコースに開かれました。スタート直前まで雨天が心配された空模様でしたが、小学生から大人までの117人が、ゴールを目指して力いっぱい走り抜きました。ゴールをした小学生たちは、到着順のカードをもらい、うれしそうに見せてくれました。

